

松 山 市 消 防 団  
震災時における安全管理マニュアル

【参考資料編】

松山市消防局

# 松山市消防団震災時(震度5弱以上)参集マニュアル

## 地震発生

参考資料1

津波の襲来が予測される地域(第1~3・8・9方面隊)

家族等の安否確認等、必要な措置を講じた後、情報収集により、第一波到着時間の概ね30分前までに避難完了すると認められる場合のみ参集する。

地震情報収集

津波の襲来が予測されない地域(第4・5・6・7方面隊)

家族等の安否確認など、必要な措置を講じた後、速やかに参集する。★地震情報の収集

★ 自らの命と、家族の命を守ることを原則とする ★

○第1号招集(震度5弱・津波警報) ※局地的な被害が発生した場合又は発生の恐れがある場合

- ・団長・総務、警防部長→消防対策本部
- ・方面隊長→管轄署本部(招集があった場合のみ) ・分団長以下→ポンプ蔵置所(招集があった場合のみ)

招集基準

○第2号招集(震度5強・大津波警報) ※市内全域で被害が発生又は発生の恐れが著しく大である場合

- ・団長・総務、警防部長→消防対策本部
- ・方面隊長→管轄署本部 ・分団長以下→ポンプ蔵置所 ※自動参集(招集なくとも参集)

参集場所

団長・総務、警防部長

消防対策本部

926-9200  
926-9103  
926-9202

指揮命令

- ★団長は副本部長として、消防団の活動を統括指揮する。
- ★総務・警防部長は団長を補佐するとともに、団長に事故あった場合は総務部長が代理する。

方面隊長

管轄消防署

中:926-9222  
東:933-0876  
南:957-8615  
西:951-0894

- ★方面隊長は副本部長として、管轄する方面隊の分団を指揮する。
- ★代理は方面副隊長

分団長以下団員

ポンプ蔵置所

- ★分団長は方面隊長の指揮を受け、分団の活動を指揮する。
- ★代理は副分団長

### 【参集までの留意事項】

- ・自らの命と家族の命を守る行動を最優先する。
- ・いつ大地震が発生してもよいように事前の備え(家庭、地域、消防団)をとる。
- ・あらゆる方法により、災害状況を把握する。
- ・津波襲来の恐れのある地域においては、家族と共に避難し、情報により、津波の第一波到着時間の1時間前までに避難できると判断した場合のみ参集する。(参集途中で災害を覚知した場合も同様)
- ・情報連絡手段を複数確保する。

### 【災害現場における留意事項】

- ・情報連絡手段を複数確保する。(携帯無線・トランシーバー・拡声器等)
- ・指揮命令に基づき活動する。・いつでも活動を中止し避難できる体制をとる。
- ・各種活動時においては、別添「警防活動における安全管理マニュアル」に基き行動する。



# 松山市消防団 トランシーバー 運用マニュアルについて

## 参考資料2

### (目的)

この運用マニュアルは、消防団員の安全確保のために配備するトランシーバーの運用において、必要な事項を定めることを目的とする。

### (運用)

(1) 無線統制は、原則として各方面で指定されたチャンネル（別表1）に基づき、行うものとする。

ただし、混信時には副団長または分団長の指示によりチャンネルの変更を行うものとする。

(2) 方面隊長一分団長間、分団長一団員間での通信を原則とし、指揮命令系統の一元化に努める。

ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### (通信要領)

(1) 無線通信は、簡潔でなければならない。

(2) 他の通信と混信する恐れがあるときは、その通信が終了した後に通信を開始する。

ただし、緊急の場合は、この限りではない。

### (大規模災害時)

(1) 団員の安全確保のための情報伝達手段として無線を有効に活用するものとする。

(2) 方面隊長は、各分団の活動状況、現場の被災状況の把握及び指示の伝達のために分団長と無線通信を行うものとする。

### (点検)

点検は、毎月1回以上、通信機能、機器外面の汚損状態、受信機つまみ、バッテリーの充電状況等について確認するものとする。

### (その他)

トランシーバー使用時は、被災者等のプライバシーに関する情報の取扱いに留意すること。

別表1 方面隊別チャンネル

方面隊	チャンネル
1方面隊	1 ch
2方面隊	2 ch
3方面隊	3 ch
4方面隊	4 ch
5方面隊	5 ch
6方面隊	6 ch
7方面隊	7 ch
8方面隊	8 ch
9方面隊	9 ch

参考 無線感度表

メリット5	雑音が全くなく、非常に明快な通話ができる。
メリット4	雑音が多少あるが、十分明快に通話できる。
メリット3	雑音が多少あるが、割合容易に通話できる。
メリット2	雑音が多く、何回か繰り返して通話できる。
メリット1	雑音の中に、かすかに話らしきものが聞こえる程度。

参考 無線通話例

相手呼び出す場合	『(自分) から (相手)。』 相手『〇〇です、どうぞ。』
緊急で呼び出す場合	『 <u>至急!</u> <u>至急!</u> (自分) から (相手)。』
聞き取れず再送を要求	『(自分) から (相手)、 <u>さらにどうぞ</u> 』
相手の内容を理解した時	『(自分)、 <u>了解</u> 』
無線の感度を相手に確認	『(自分) の <u>メリット</u> いかがか』 相手『〇〇の <u>メリット5</u> 、どうぞ』

## 地震発生

### 消防対策本部

**消防団長**

【電話】 926-9200

**総務・警防部長**

926-9103

926-9202

・自動式サイレン 防災行政無線 ・消防無線基地局

自動式サイレン  
防災行政無線

消防無線  
(双方向)

### 管轄消防署(署本部)

**方面隊長**

【電話】

中央署 926-9222

東 署 933-0876

南 署 957-8615

西 署 951-0894

・消防無線(署)基地局(10W)

・トランシーバー(5W)署基地局

消防無線  
(双方向)

トランシーバー  
(双方向)

消防無線  
(双方向)

### 地域分団

**分団長**

・車載無線(10W)

・携帯無線(5W)

・トランシーバー(5W)

※双方向送受信可能

・拡声器

※必要な情報を伝達

トランシーバー  
(双方向)

**副分団長以下団員**

・トランシーバー(5W)

※双方向受信可能

拡声器

## 松山市消防団の保有する情報伝達手段の比較

通信手段	回線	送信出力	通信距離(最大)
車載無線	専用	10W	10km
携帯無線	専用	5W	5km
移動系防災行政無線 (中島地域)	専用	2W	2km
トランシーバー	公衆	5W	5km
自動式サイレン	—	—	2km
拡声器	—	—	300m

## 東日本大震災における携帯電話・PHSの規制状況

事業者	最大発信規制値	
	音声	パケット
携帯電話A社	90%	30%
携帯電話B社	95%	0%
携帯電話C社	70%	0%
携帯電話D社	0%	0%
PHS E社	※	0%

※ 震災当日に他社の携帯電話への通話規制を数時間実施した。

## 津波浸水エリア内にある消防ポンプ蔵置所の一覧

参考資料5

分団	施設名称	所在地番
堀江	東浜ポンプ蔵置所	堀江町甲1770
和気	和気分団ポンプ蔵置所	和気町1丁目279-2
三津浜	三津浜分団ポンプ蔵置所	三津2丁目7-14
高浜	港山ポンプ蔵置所	新浜町15-1
高浜	高浜ポンプ蔵置所	高浜町1丁目2247-1
宮前	古三津ポンプ蔵置所	古三津1丁目16-8
興居島	由良ポンプ蔵置所	由良町1165-1
興居島	鷺ヶ巣ポンプ蔵置所	由良町350
興居島	北浦ポンプ蔵置所	由良町55-5
興居島	馬磯ポンプ蔵置所	門田町地先
興居島	門田ポンプ蔵置所兼水防倉庫	門田町92-1
興居島	御手洗ポンプ蔵置所	泊町91-2
興居島	釣島ポンプ蔵置所	泊町地先
興居島	泊ポンプ蔵置所	泊町615地先
北条	北条分団1~4部ポンプ蔵置所	土手内16-3他2筆
難波	4部ポンプ蔵置所(大浦)	大浦497
河野	2部ポンプ蔵置所(柳原)	柳原646-1
河野	4部ポンプ蔵置所(中須賀)	河野中須賀286-1
粟井	2部ポンプ蔵置所(磯河内)	磯河内甲372-7
粟井	4部ポンプ蔵置所(久保)	久保445-30
中島東	大浦小浜ポンプ蔵置所	中島大浦4764
中島東	長師ポンプ蔵置所	長師1466-56
中島東	長師ポンプ蔵置所2	長師103-2
中島東	宮野ポンプ蔵置所	宮野1-1
中島東	神浦ポンプ蔵置所	神浦736-6
中島西	宇和間ポンプ蔵置所	宇和間甲671-7
中島西	宇和間ポンプ蔵置所2	宇和間甲920-1
中島西	熊田ポンプ蔵置所	熊田甲710-1
中島西	吉木ポンプ蔵置所	吉木 甲618-2
中島西	饒ポンプ蔵置所	饒 甲220-1
中島西	畑里ポンプ蔵置所	畑里乙358-2
中島西	粟井ポンプ蔵置所	中島粟井甲782-2
神和	上怒和ポンプ蔵置所	上怒和甲653-1
神和	津和地ポンプ蔵置所	津和地601-2
神和	二神ポンプ蔵置所	二神甲459-16
睦野	睦月ポンプ蔵置所	睦月甲2194-23
睦野	野忽那ポンプ蔵置所	野忽那甲1442-6
睦野	野忽那ポンプ蔵置所2	野忽那甲1540-3

# 地震及び津波に関する情報【気象庁】

参考資料6

地震発生

緊急地震速報(警報)  
震度5弱以上が予測されたときに発表

震度速報 ※1  
震度3以上で発表

津波による災害の恐れがあると予測される場合

津波警報・注意報 ※1

津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報

各地の満潮時刻・津波到着予想時刻に関する情報

震源・震度に関する情報

震度1以上の観測なしでも発表

各地の震度に関する情報

震度1以上で発表

津波予報 ※3  
(若干の海面変動)

推計震度分布表  
震度5弱以上で発表

津波観測に関する情報

津波による災害の恐れがないと予測される場合

海面変動あり

津波なし

震度に関する情報  
(震度3以上で発表)

(若干の海面変動) ※2

震源・震度に関する情報

震度1以上の観測なしでも発表

(若干の海面変動) ※2

各地の震度に関する情報

震度1以上で発表

(若干の海面変動) ※2

津波予報 ※3  
(若干の海面変動)

推計震度分布表  
震度5弱以上で発表

震度に関する情報  
(震度3以上で発表)

(津波の心配なし)

震源・震度に関する情報

震度3以上で発表

(津波の心配なし)

各地の震度に関する情報

震度1以上で発表

(津波の心配なし)

推計震度分布表  
震度5弱以上で発表

- ※1 津波警報・注意報を震度速報より発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予測される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区域以外で海面変動が予測される津波予報区に発表する。